

居住支援に係る取組

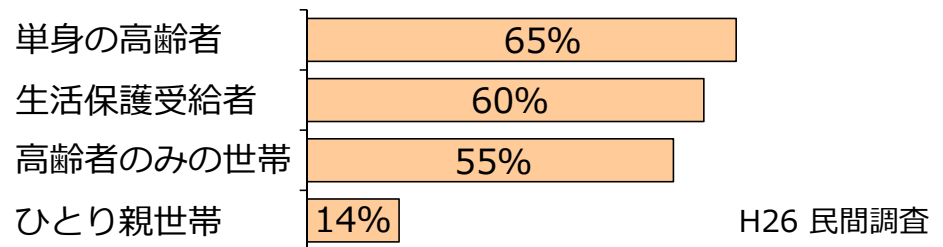
-制度の概要-

住宅セーフティネット制度の創設の背景(H29法改正時)

住宅確保要配慮者の状況

- ・ 高齢者の単身世帯が大幅増
(H27) 601万世帯 → (H37) 701万世帯
- ・ 若年層の収入はピーク時から 1 割減
【30歳代給与】 (H9) 474万円 → (H27) 416万円
- ・ 子どもを増やせない若年夫婦
【理想の子ども数を持たない理由】
- 家が狭いから：16.0%
- ・ 特にひとり親世帯は低収入
【H26年収】 ひとり親 296万円
⇔ 夫婦子育て世帯 688万円
- ・ 家賃滞納等への不安から入居拒否

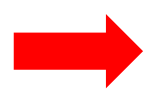
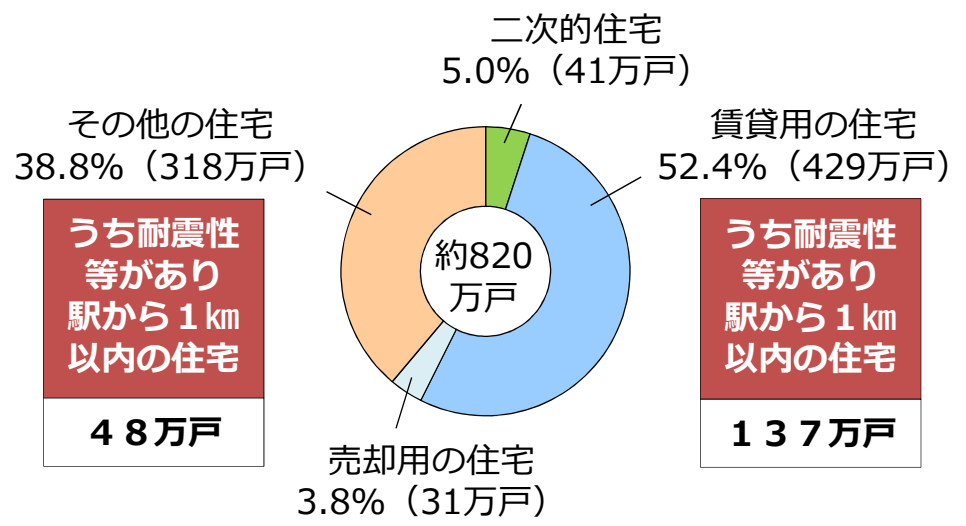
【大家の入居拒否感】



住宅ストックの状況

- ・ 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
【管理戸数】
(H17) 219万戸 → (H26) 216万戸
- ・ 民間の空き家・空き室は増加傾向
(H15) 659万戸 → (H25) 820万戸

【空き家・空き室の現状】



空き家・空き室を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

住宅セーフティネット制度(住宅確保要配慮者の範囲)

法律で定める者

- ① 低額所得者
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者

・外国人等

(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など)

・東日本大震災等の大規模災害の被災者

(発災後3年以上経過)

・都道府県や市区町村が

供給促進計画において定める者

※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

要配慮者に対する入居制限の状況・理由と必要な居住支援策

全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査（令和元年度実施、回答数1,988件）

世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由（複数回答）		必要な居住支援策（複数回答） ●50%以上 ◎40~49% ○30~39%						
	制限している	条件付きで制限している	第1位 (%)	第2位 (%)	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢単身世帯	5%	39%	孤独死などの不安(82%)	保証人がいない、保証会社の審査に通らない(43%)		◎ (49%)		● (61%)			● (61%)
高齢者のみの世帯	3%	35%	孤独死などの不安(60%)	保証人がいない(46%)	○ (32%)	◎ (48%)		● (58%)			● (50%)
障がい者のいる世帯	4%	35%	近隣住民との協調性に不安(52%)	衛生面や火災等の不安(28%)	◎ (42%)	○ (32%)		● (60%)	◎ (48%)		
低額所得世帯	7%	42%	家賃の支払いに不安(69%)	保証会社の審査に通らない(54%)	○ (37%)	● (61%)		○ (31%)	○ (38%)	○ (37%)	
ひとり親世帯	1%	14%	家賃の支払いに不安(50%)	保証会社の審査に通らない(42%)	○ (37%)	● (52%)		◎ (42%)	○ (35%)		
子育て世帯	1%	9%	近隣住民との協調性に不安(40%)	家賃の支払いに不安(34%)	○ (38%)	◎ (43%)		○ (33%)	◎ (47%)		
外国人世帯	10%	48%	異なる習慣や言語への不安(68%)	近隣住民との協調性に不安(59%)	◎ (43%)	◎ (45%)	◎ (44%)		● (76%)		

住宅セーフティネット制度の概要

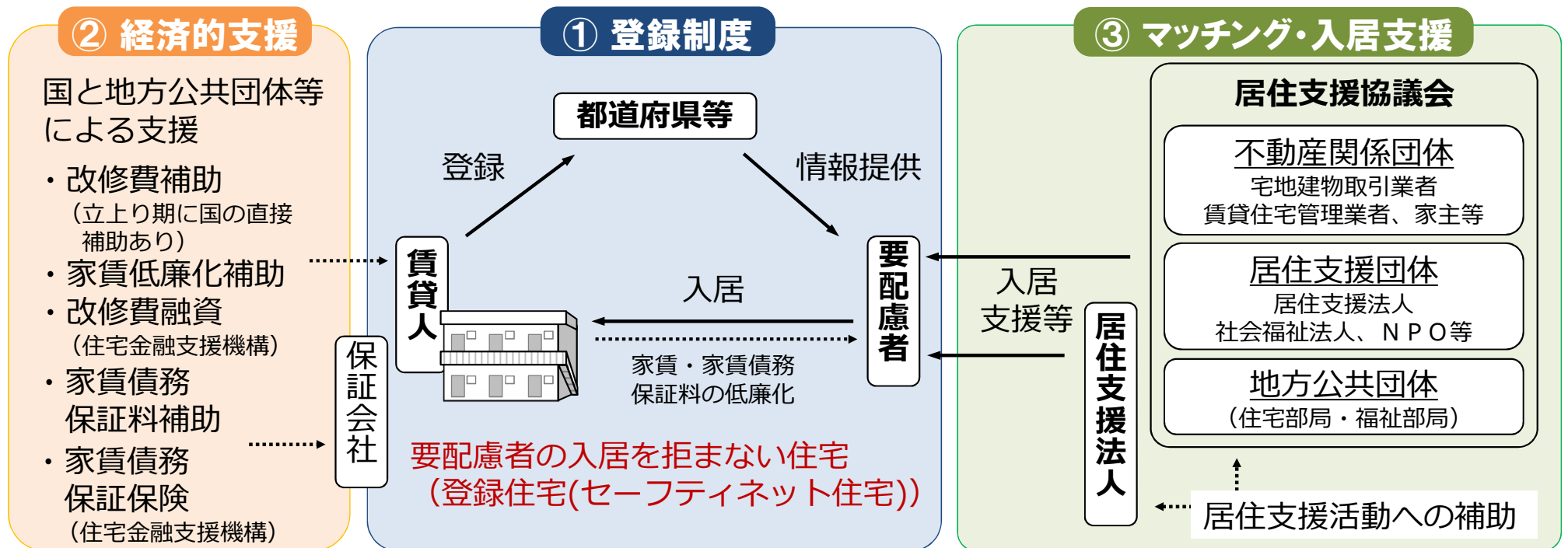
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



居住支援協議会について

居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

概要

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

(1) 設立状況 120協議会が設立（令和4年12月31日時点）

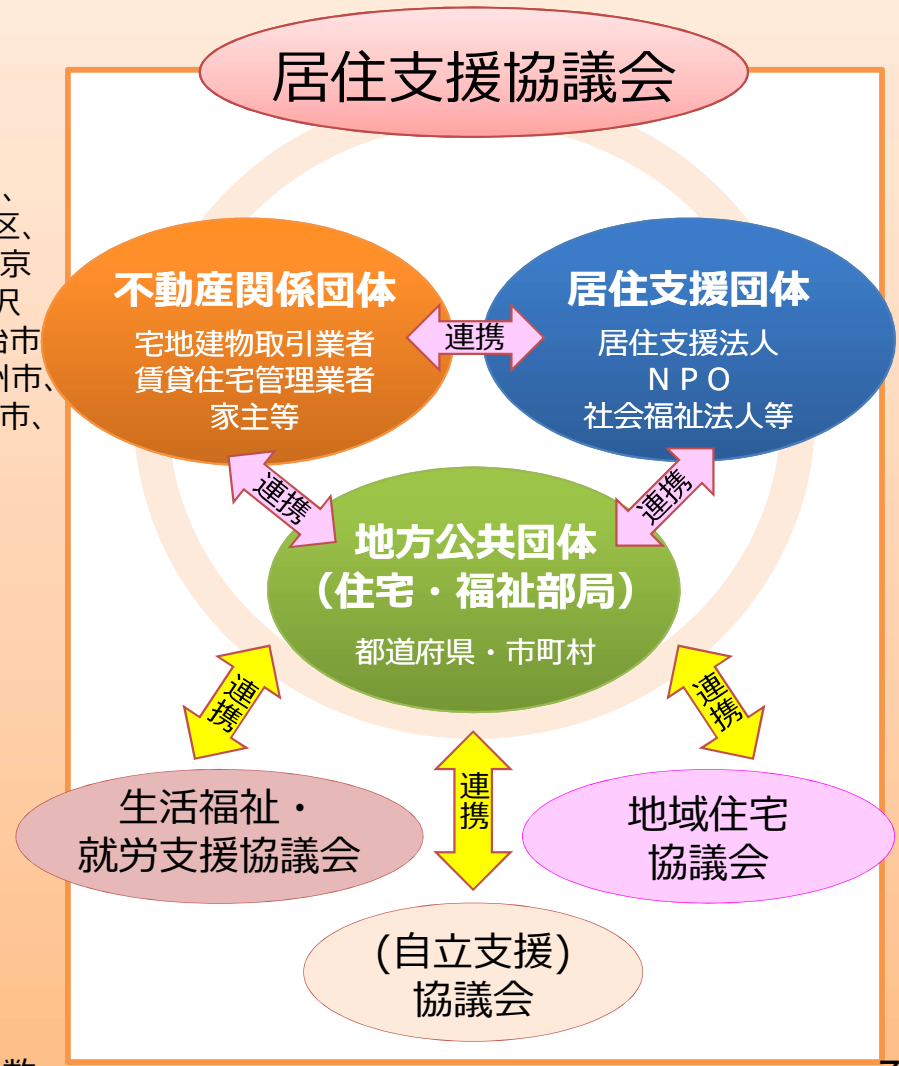
- 都道府県（全都道府県）
 - 市区町（78市区町）
- 札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、目黒区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、小金井市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、茅ヶ崎市、小海町、岐阜市、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直轄地区(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)、久留米市、竹田市、熊本市、合志市、日向市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)、霧島市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和4年度予算〕
共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（11.05億円）の内数

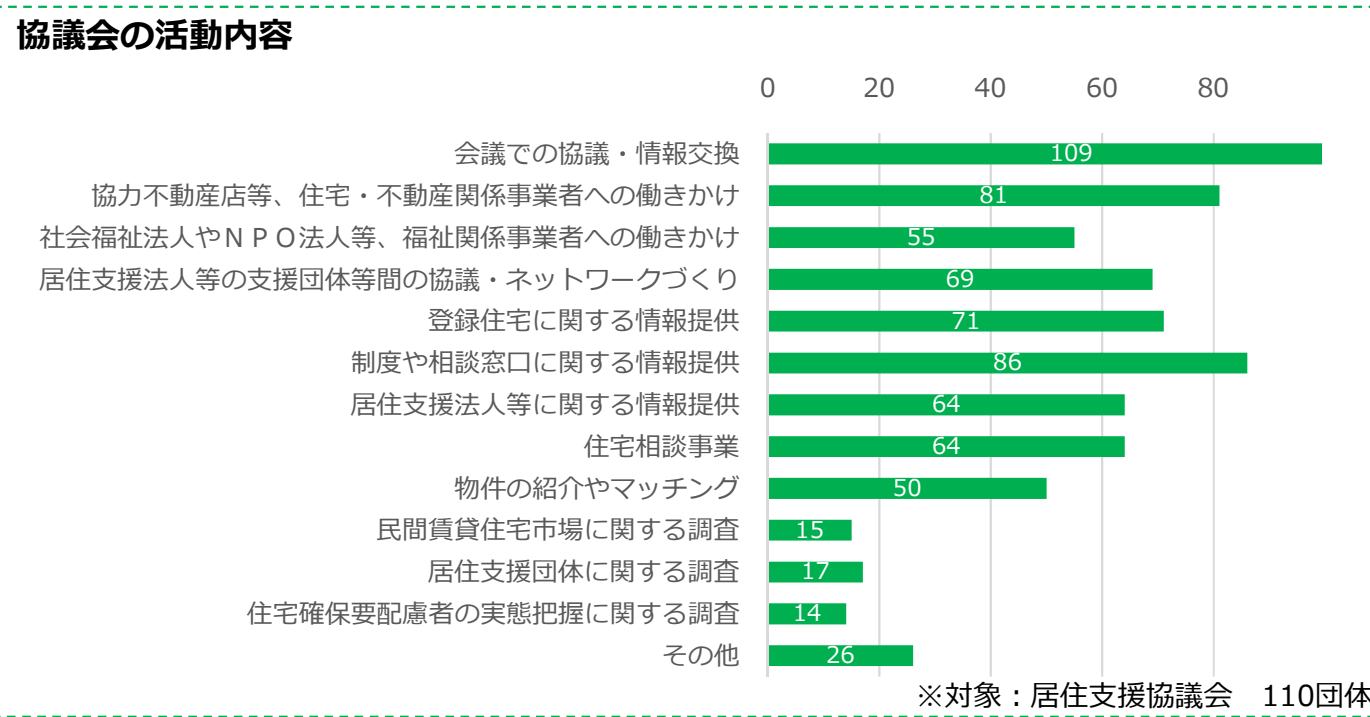
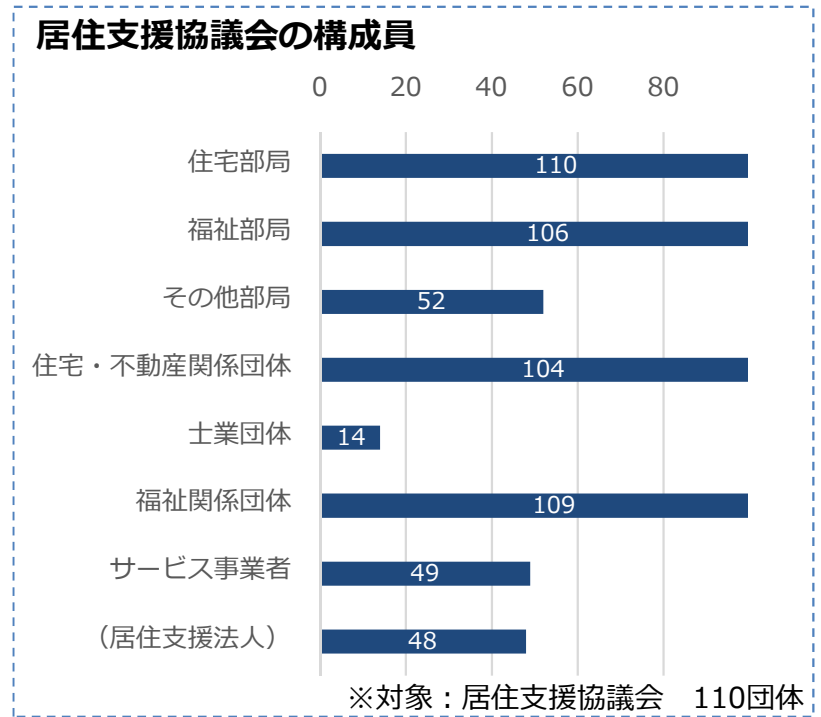


居住支援協議会の位置づけについて

- 居住支援協議会の構成員・活動内容等について、明確な決まりはありません。
- 居住支援協議会は、**それぞれの地域に適した形で組織・活動することが重要**です。

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）
 第6章 住宅確保要配慮者居住支援協議会
 （住宅確保要配慮者居住支援協議会）
 第51条 地方公共団体、支援法人、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、**住宅確保要配慮者居住支援協議会**（以下「支援協議会」という。）を組織することができる。

- 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、支援協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 前二項に定めるもののほか、**支援協議会の運営に関し必要な事項は、支援協議会が定める。**



居住支援協議会の事務局

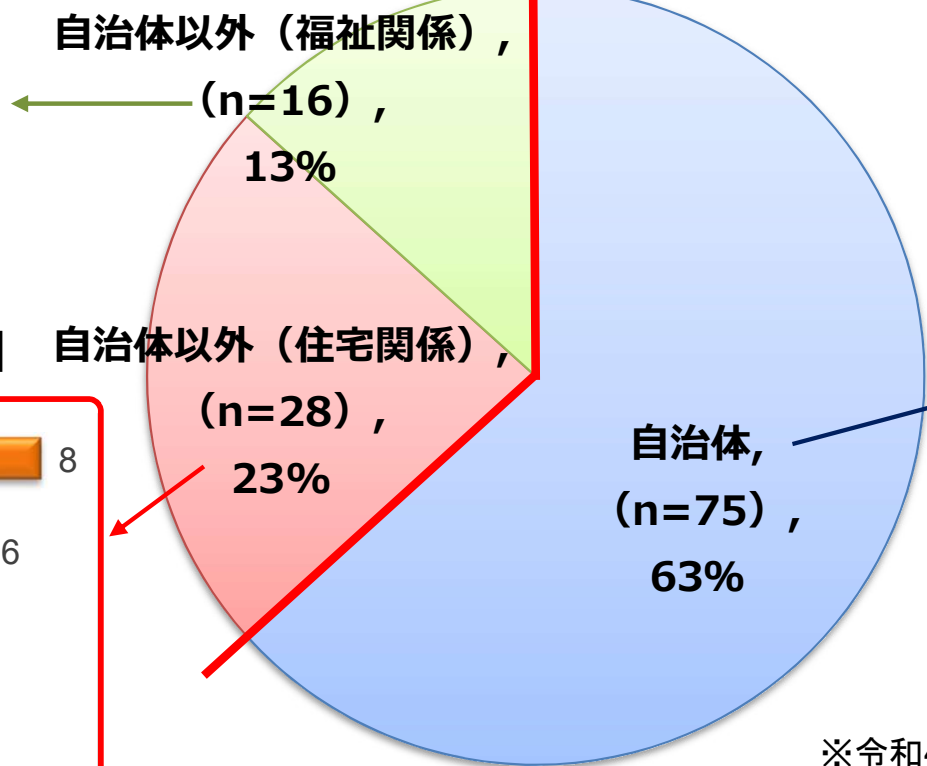
- 居住支援協議会の事務局を不動産団体や社会福祉協議会などの外部に設置することも可能
 (37%の協議会が自治体以外の団体に事務局を設置)
- 協議会の事務局を自治体以外の団体にすることで①団体の強みを生かした運営、②団体の財源確保策にもなります

【社 協】船橋市社会福祉協議会（船橋市）、**小海町社会福祉協議会（小海町）、岸和田市社会福祉協議会（岸和田市）、東みよし町社会福祉協議会（東みよし町）、大牟田市社会福祉協議会（大牟田市）** / 【NPO】**えひめ住まいと暮らしのサポートセンター（東温市）、抱樸（中間市）、自立応援団（熊本市）**
 【社 福】**桃林会（摂津市）、南恵会（とくのしま）**
 【一 社】**栃木県建築士会（栃木県）、そーしゃる・おふいす（直轄地区）、くるめ住まいサポート（久留米市）** ※赤字：居住支援法人

【福祉関係団体の内訳】



【設立状況】 (n=120)



【自治体の内訳】



【住宅関係団体の内訳】

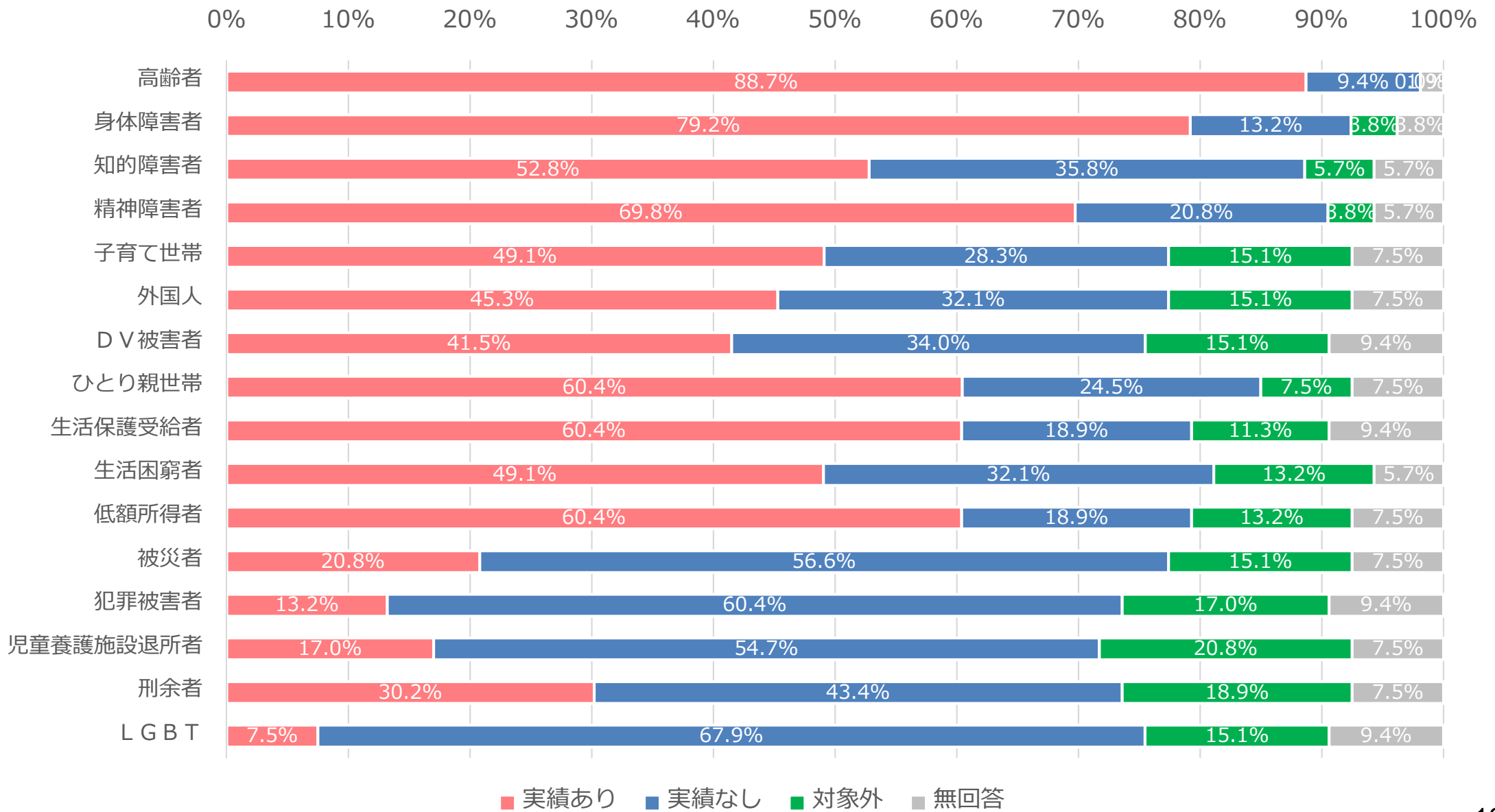


※令和4年12月31日時点

福島県耐震化・リフォーム等推進協議会（福島県）、としまNPO推進協議会（豊島区）
かながわ住まいまちづくり協会（神奈川県、鎌倉市、相模原市）、 富山県住まい・街づくり協会（富山県）
 豊中市住宅協会（豊中市）、神戸すまいまちづくり公社（神戸市） ※赤字：居住支援法人

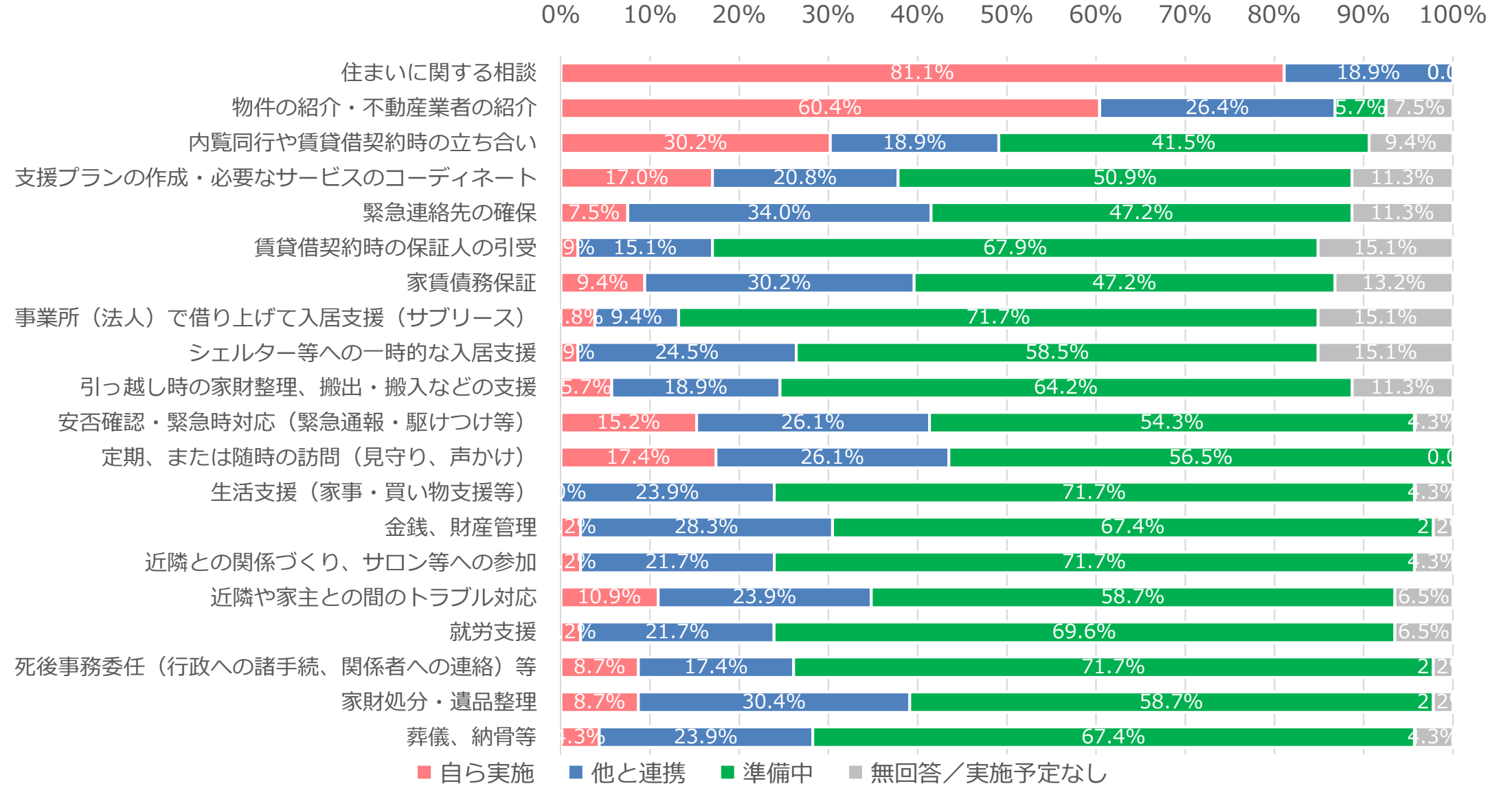
【国交省アンケート結果】居住支援協議会の支援対象

○ 居住支援協議会では、実績の有無に関わらず、居住支援法人と比較して、幅広い属性の住宅確保要配慮者を支援対象としている。



【国交省アンケート結果】居住支援協議会の支援内容

- 住まいに関する相談や物件・不動産業者の紹介など、住まいの確保を支援する居住支援協議会は多い。
- 一方で、居住支援法人と異なり、入居中の支援や死亡・退去時の支援を実施する居住支援協議会は、他と連携する場合を含めてもかなり限られている。



居住支援法人について

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・ 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

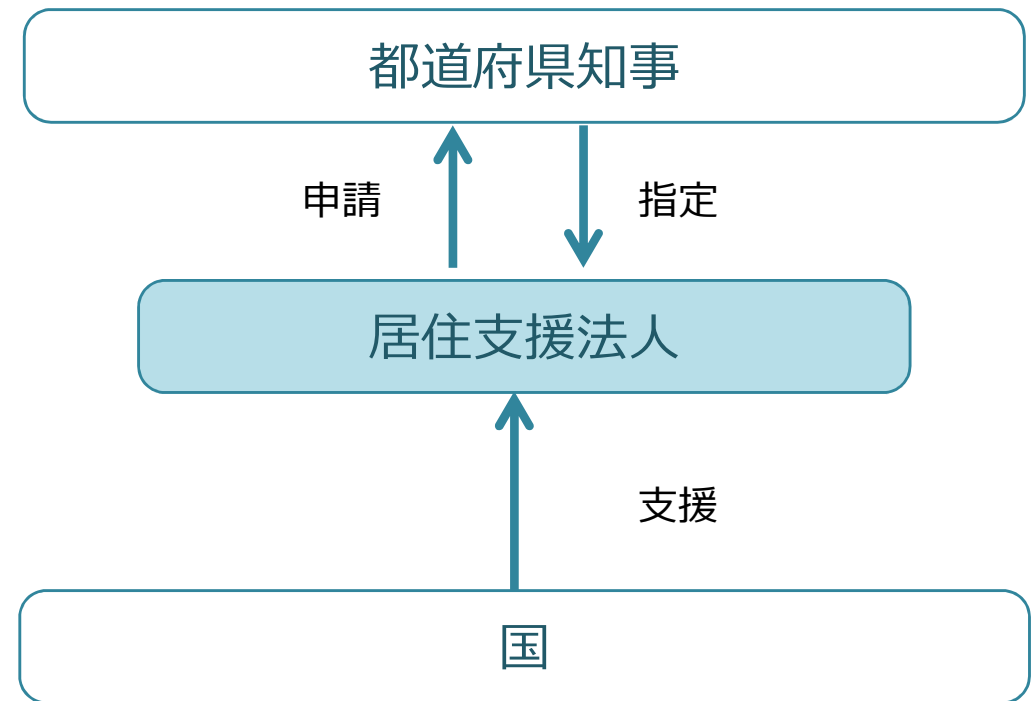
- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
(公益社団法人・財団法人を含む)
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る
情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

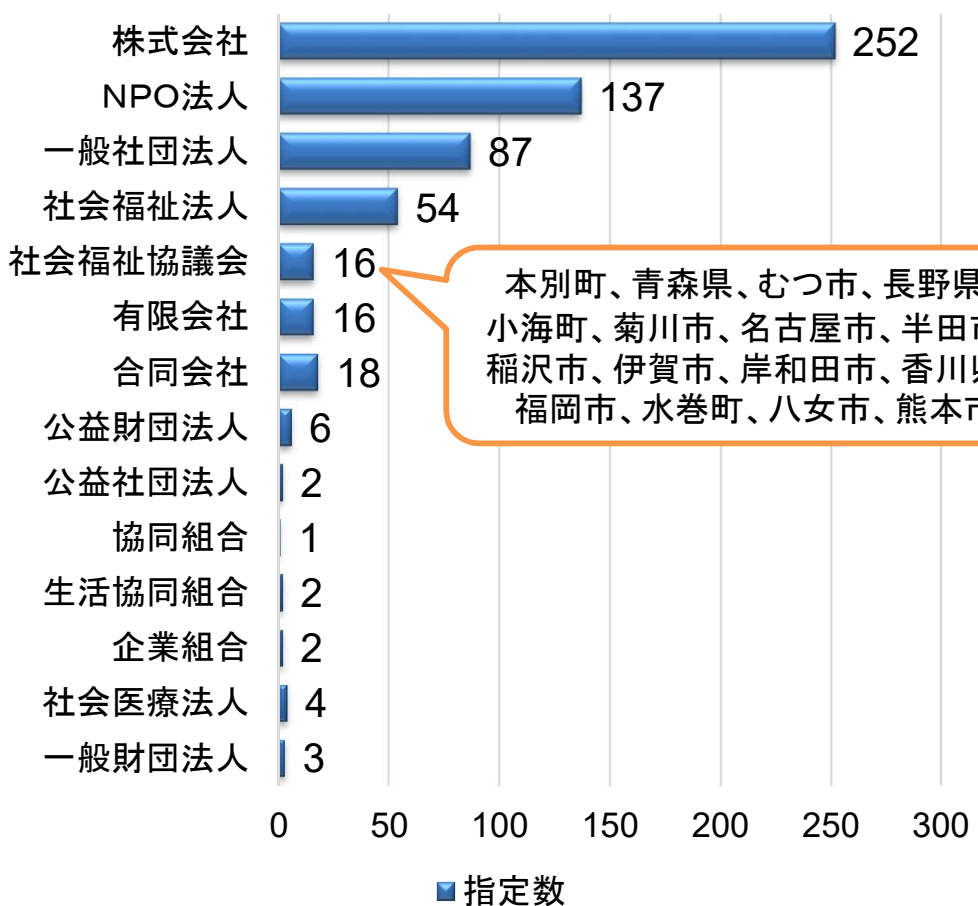
【制度スキーム】



居住支援法人制度の指定状況

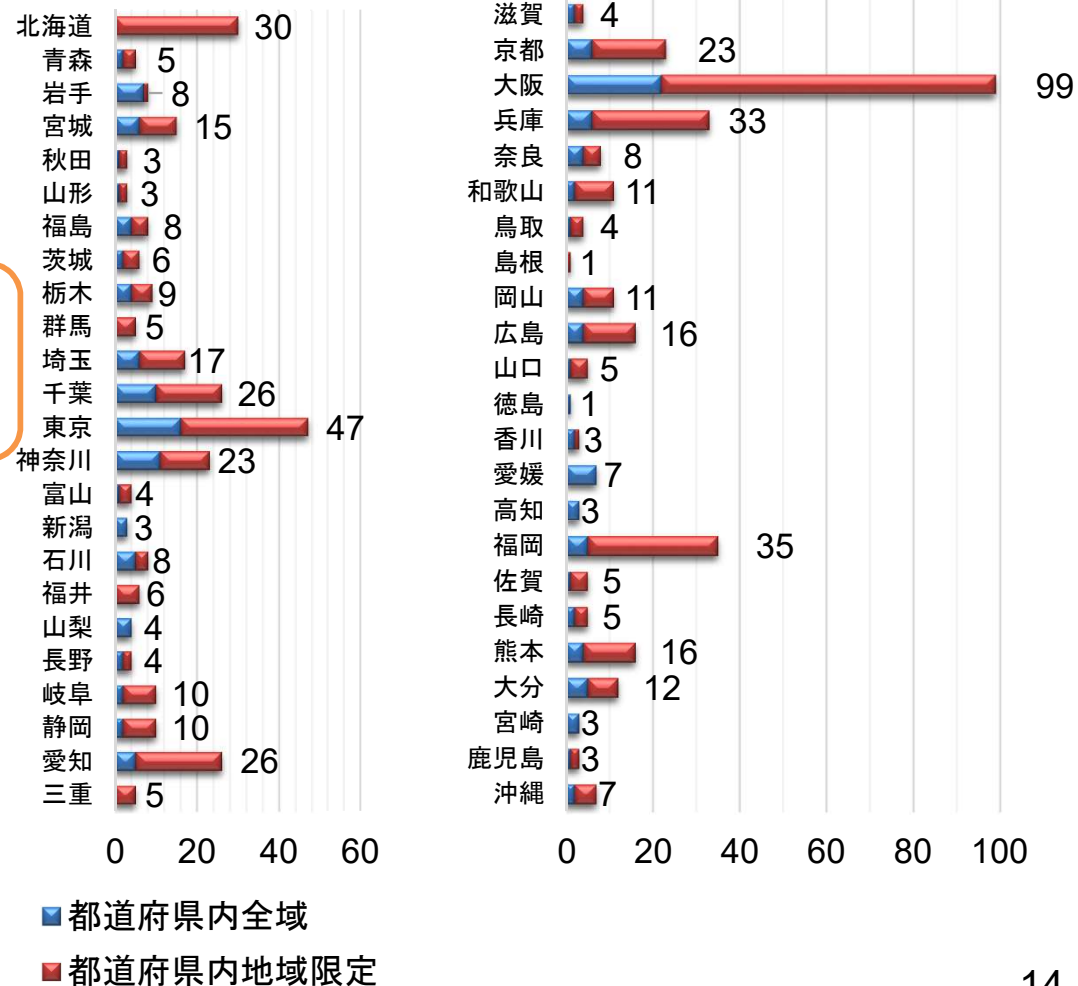
- 47都道府県 600法人が指定 (R4.12.31時点)
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況 (全体の約65%)
- 都道府県別では、大阪府が99法人と最多指定

■ 法人属性別



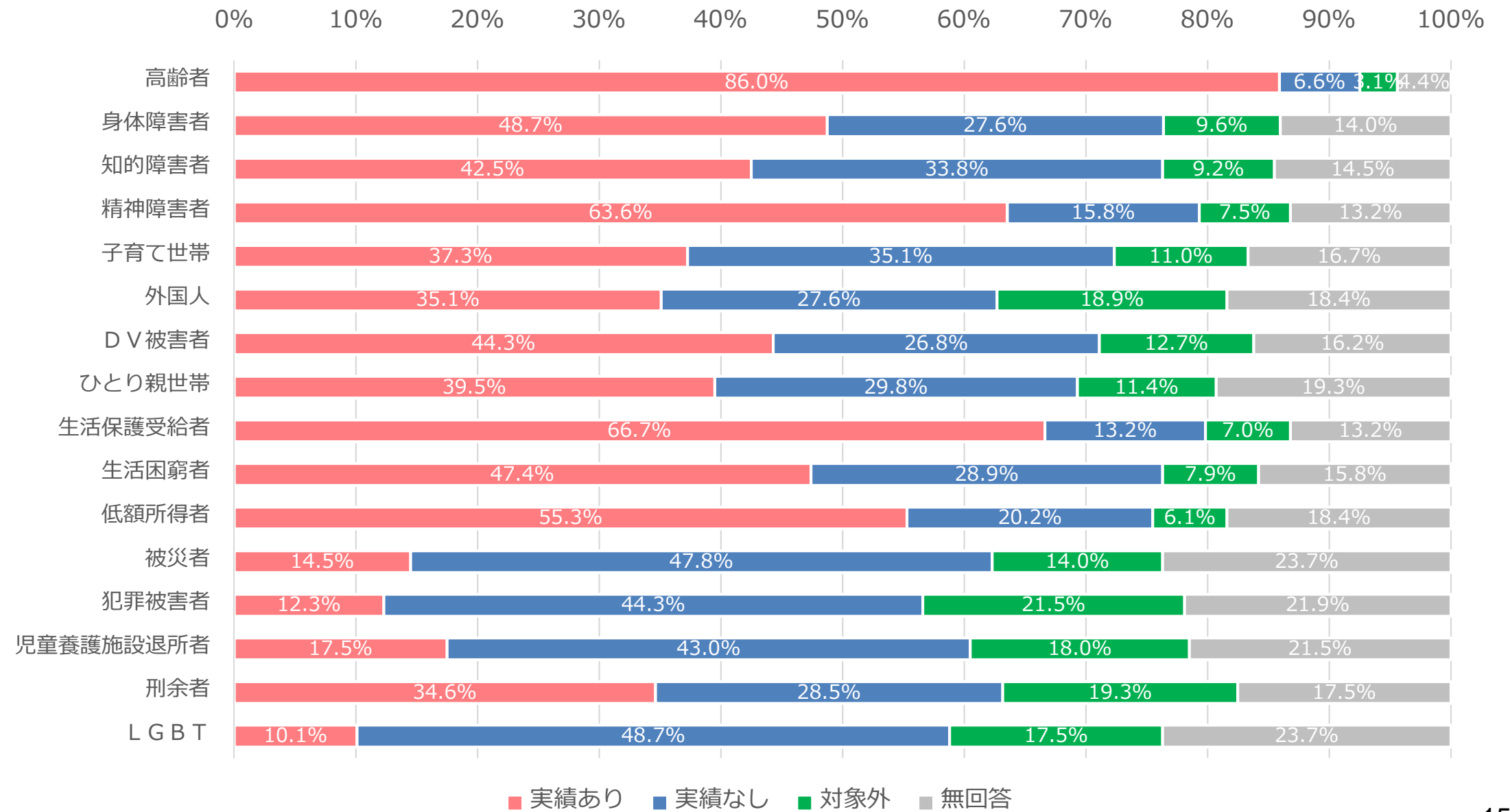
本別町、青森県、むつ市、長野県、小海町、菊川市、名古屋市、半田市、稲沢市、伊賀市、岸和田市、香川県、福岡市、水巻町、八女市、熊本市

■ 都道府県別



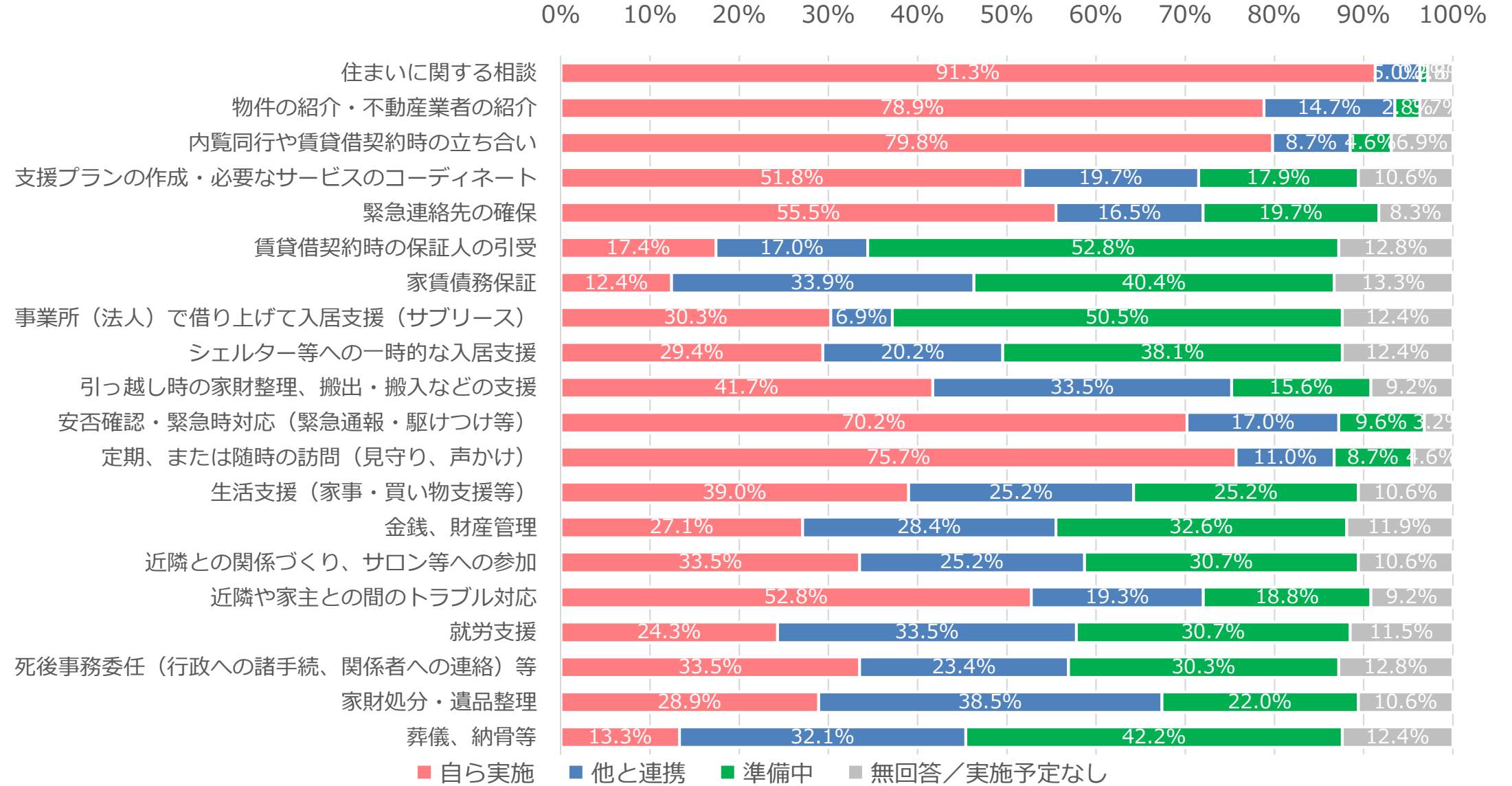
【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援対象

- 高齢者や精神障害者・生活保護受給者については、多くの居住支援法人において実績を有している。
- 外国人や犯罪被害者・刑余者については実績も少なく、約2割程度の居住支援法人では支援対象外となっている。



【国交省アンケート結果】居住支援法人の支援内容

- 住まいに関する相談や物件・不動産業者の紹介など、住まいの確保を支援する居住支援法人は多い。
- 家賃債務保証や就労支援、死亡・退去時の支援については、自ら支援だけでなく、他と連携して支援する居住支援法人が多い。



居住支援法人の取組事例

①ホームレス等の低額所得高齢者に対し、
生活・住まいだけでなく「ひとりにしない」支援

NPO法人 抱樸（福岡）

- ・空き家を改修し、高齢者、障害者、刑余者等の住宅確保要配慮者向けの共同住宅と、障がい者グループホームを整備。
- ・生活支援付債務保証等を実施し、賃貸人が安心して住宅確保要配慮者へ賃貸できる体制の構築。

③ひとり親子育て家庭に特化した伴走型サポートを実施

NPO法人 リトルワズ（東京）

- ・NPOと不動産事業者の連携によるひとり親向け専用のサイトを開設し、空き家・空き室とひとり親世帯をマッチング。
- ・生活的基盤を安定するために必要な社会的スキルを身につける自立サポートを実施。
- ・社会的・情動的孤立からの救済のため、イベントやセミナーを開催。

⑤不動産会社とNPOが表裏一体のスタイルで
「決して断らない」支援を実現

NPO法人 ワンエイド（神奈川）

- ・不動産会社とNPO法人の2つの立場で、住宅探しから生活相談まであらゆる相談に対して断らずに支援。
- ・フードバンク活動も併せて展開。

②要配慮者が希望する物件を法人が
借り上げて住まいと見守りを提供

社会福祉法人悠々会（東京）

- ・要配慮者へのヒアリングにより、希望にあった物件を探し、法人として一部屋ごとにサブリース契約を締結。
- ・家主への支払いを減額した分で、入居後の24時間見守りサービスや日常生活支援を実施。

④外国人に特化して多言語による入居や
退去の相談・支援を実施

NPO法人 かながわ外国人すまいサポートセンター

（神奈川）

- ・多言語コーディネータースタッフによる入居相談の受付。
- ・多言語対応の住宅借り方マニュアル等のパンフレット作成。
- ・物件説明や契約の際など必要に応じて通訳ボランティアを派遣

⑥住まいの確保と住まい方の包括支援を社協として実施

熊本市社会福祉協議会（熊本）

- ・賃貸借契約時に求められる保証を社協が行い、入居時から退去時までの包括的かつ継続的な支援を実施。

住宅セーフティネット制度の施行状況(R4.12.31時点)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律
（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

【住宅セーフティネット制度の施行状況】

	施行状況	備考
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録	817,337戸 (47都道府県)	北海道16,469戸、青森県 5,043戸、岩手県 8,353戸、宮城県17,095戸、秋田県 4,665戸、山形県 5,647戸、福島県20,206戸、茨城県29,057戸、栃木県17,299戸、群馬県17,752戸、埼玉県50,105戸、千葉県35,317戸、東京都50,328戸、神奈川県36,623戸、新潟県16,703戸、富山県10,876戸、石川県 8,611戸、福井県 5,744戸、山梨県 4,468戸、長野県15,743戸、岐阜県16,953戸、静岡県33,985戸、愛知県65,613戸、三重県19,507戸、滋賀県11,204戸、京都府13,104戸、大阪府37,290戸、兵庫県29,280戸、奈良県 5,603戸、和歌山県 7,599戸、鳥取県 6,331戸、島根県 5,064戸、岡山県 7,114戸、広島県22,460戸、山口県16,112戸、徳島県 8,200戸、香川県14,085戸、愛媛県13,749戸、高知県 3,485戸、福岡県30,382戸、佐賀県 9,738戸、長崎県 1,498戸、熊本県18,085戸、大分県11,010戸、宮崎県 7,960戸、鹿児島県 7,654戸、沖縄県18,168戸
居住支援法人の指定	600者 (47都道府県)	北海道30者、青森県5者、秋田県3者、岩手県8者、宮城県15者、山形県3者、福島県8者、茨城県6者、栃木県9者、群馬県5者、埼玉県17者、千葉県26者、東京都47者、神奈川県23者、新潟県3者、富山県4者、石川県8者、福井県6者、山梨県4者、長野県4者、岐阜県10者、静岡県10者、愛知県26者、三重県5者、滋賀県4者、京都府23者、大阪府99者、兵庫県33者、奈良県8者、和歌山県11者、鳥取県4者、島根県1者、岡山県11者、広島県16者、山口県5者、徳島県1者、香川県3者、愛媛県7者、高知県3者、福岡県35者、佐賀県5者、長崎県5者、熊本県16者、大分県12者、宮崎県3者、鹿児島県3者、沖縄県7者
居住支援協議会の設立	120協議会	47都道府県 78市区町(札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、目黒区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、小金井市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、茅ヶ崎市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直轄地区(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)、久留米市、竹田市、熊本市、日向市、合志市、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)、霧島市
供給促進計画の策定	46都道府県 19市町	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、旭川市、盛岡市、いわき市、茂木町、さいたま市、西東京市、横浜市、川崎市、相模原市、長泉町、名古屋市、岡崎市、神戸市、加古川市、倉敷市、広島市、福岡市、熊本市、大分市

※家賃債務保証業者の登録：90者

居住支援の促進に関する取組等

居住支援の促進に関する取組一覧(令和4年度)

財政支援

～持続可能なビジネスモデルへの転換を目指す～

■居住支援協議会等補助事業

- 居住支援協議会、居住支援法人等が行う居住支援活動を対象に国が必要な費用を補助

情報支援

■居住支援全国サミットの開催

- 平成24年度より厚生労働省と共催にて毎年開催
- 国における施策や全国の先進的な取組みについて情報提供

■居住支援研修会、居住支援法人リーダー研修会

- 居住支援法人や自治体を対象に、国における施策や各団体の取組事例を交えた研修会を実施
- 各地域におけるリーダー人材の育成を目的に研修会を実施

■居住支援協議会設立・活性化の手引き

- 居住支援協議会設立の設立に向けた手引きを作成
- HP等を通じて、各自治体へ紹介

■居住支援協議会設立事例ビデオ

- 居住支援協議会の設立意義・ノウハウ～具体的な取組等を紹介するビデオ教材を作成予定
- 作成したビデオ教材はHP等において公開予定

■居住支援メールマガジン

- 居住支援に役立つ情報を定期的に配信(約2,000アドレス)

伴走支援・個別支援

～「顔の見える関係」で住宅と福祉の垣根を取り払う～

■居住支援協議会伴走支援プロジェクト

- 協議会の設立や活性化に意欲のある自治体等を対象にハズオン支援を実施(R2:3自治体、R3:9自治体)
- R4年度は2都道府県・4市区町村を採択予定

■都道府県や市区町村による取組への個別支援

- 自治体・地方支分局の相談・要請に応じて、個別に支援

■居住支援法人アドバイス事業

- 指定を受けようとする居住支援法人等を対象にハズオン支援を実施(R3:5団体)

自治体支援・連携

～各団体の有する活動のノウハウや課題を共有～

■地域別の居住支援会議の開催

- R3年度は、自治体・居住支援協議会・居住支援法人・関係団体等を交えて、都道府県単位で居住支援体制を検討する意見交換会の開催を支援
- R4年度は、伴走支援プロジェクトの支援対象を拡充し、引き続き都道府県単位での居住支援体制の検討を支援

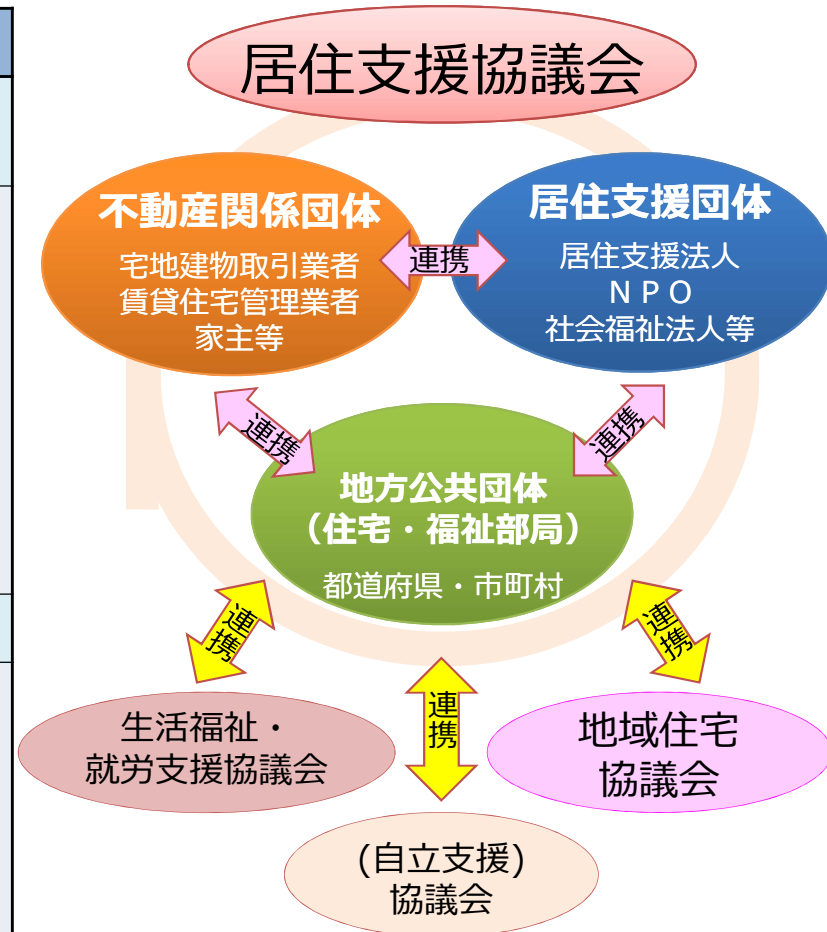
■住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- 厚生労働省、国土交通省、法務省の関係部局及び各関係団体による情報共有・協議を行う協議会を開催
- 地方ブロック単位でも地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会等が連携して、情報交換やヒアリング等を実施

居住支援協議会等への活動支援

居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う（事業期間：令和2年度～令和6年度）

居住支援協議会等活動支援事業	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等
補助対象事業	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等 （なお、外国人の入居の円滑化に係る活動、孤独・孤立対策としての見守り等、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営、アウトリーチ型による入居支援、入居後支援を実施する団体との連携または賃貸借契約もしくは家賃債務保証契約における緊急連絡先の引受けを実施する場合は12,000千円/協議会等）



居住支援協議会

- ・ 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・ 設立状況；120協議会（全都道府県・78市区町）が設立（R4.12.31時点）

居住支援法人

- ・ 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等を指定
- ・ 設立状況；600者（47都道府県）が指定（R4.12.31時点）

令和5年4月中 募集開始予定

募集開始前には、報道発表します
国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/>

※募集開始は令和5年度予算成立が前提です

< 参考：令和4年度の主な連絡先 >

居住支援法人サポートセンターHP
<https://www.rs-sc.jp>

居住支援全国サミットの開催について

令和3年度 居住支援全国サミット

高齢者、子育て世帯、生活困窮者、障害者、刑務所出所者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化を図る目的から、国における居住や福祉に関する施策と各地の居住支援協議会・居住支援法人等で行っている先進的な取組みに関する情報提供の場として、国土交通省・厚生労働省主催で居住支援全国サミットを開催いたします。

<視聴者数：580名>



《日 時》 令和4年3月23日（水） 13時00分～16時30分

《開催方法》 オンライン開催（Youtubeでの配信）

《主 催》 国土交通省・厚生労働省

《対 象 者》 地方公共団体、居住支援法人、不動産・福祉関係団体、一般参加者 等

《構 成》



1 行政説明「居住支援の最新施策動向」 国土交通省 / 厚生労働省 / 法務省 (30分)

2 基調講演「地域共生社会における居住支援」 京都大学大学院工学研究科建築学専攻 三浦研教授 (60分)

3 居住支援の好事例紹介 (30分)

①「全国居住支援法人協議会におけるアドバイス事業の取り組み」 NPO法人やどかりサポート鹿児島 理事長 芝田淳理事長

②「3町連携によるとくのしま居住支援協議会の取り組み」 社会福祉法人南恵会

4 パネルディスカッション「地域における居住支援体制の構築～つながりの広げ方～」 (75分)

【コーディネーター】 日本大学文理学部 白川泰之教授 【コメンテーター】 京都大学大学院工学研究科建築学専攻 三浦研教授

【パネリスト】 足立区居住支援協議会 / 茅ヶ崎市都市部都市政策課

居住支援メールマガジンにご登録ください！！

- 国土交通省住宅局安心居住推進課では、2019年2月に**居住支援メールマガジン**を創設しました。
- 居住支援に役立つ情報を地域で居住支援に取り組む人々に直接配信しています！

登録方法

- ◆ご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。

※配信停止・配信先変更も同じアドレスです。



hqt-housing-support@ki.mlit.go.jp

誰でも配信できます！！

- ◆このメールマガジンでは、みなさまの活動についても配信しております。

掲載希望の内容などございましたら、左記アドレス（登録と同じ）までご連絡ください！！

官・民、住宅・福祉問わず、**約2,000アドレス**が登録されています！！

- ◆過去のアーカイブ

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html

全国居住支援法人協議会(略称:全居協)の設立

- 居住支援法人に関しては、居住支援法人が行う事業・地域のパートナー・効果的な支援モデル・住宅確保要配慮者のニーズ把握の方法と活動への反映など、多様な課題が存在している。
- 課題の認識と解決のためには、全国の居住支援法人等が相互に情報を共有し、課題を学び、活動の参考にする必要があることから、令和元年に「全国居住支援法人協議会」が設立。
- 居住支援に関する調査事業や全国研修会の実施、関連情報・先進事例の情報提供、居住支援法人の相談窓口事業など、居住支援の普及促進に係る活動を多岐に展開している。

1. 名称: 一般社団法人 全国居住支援法人協議会
2. 設立: 令和元年6月29日
3. 役員: 会長 村木厚子(元厚生労働事務次官、津田塾大学客員教授)
副会長 三好修(三好不動産社長、全国賃貸住宅経営者協会連合会会長)
代表副会長 奥田知志(NPO抱樸理事長、(一社)生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事)
4. 会員数: 1号会員:93団体(議決権有)、2号会員:117団体(議決権無)、
賛助会員:9団体、26名 合計245団体・人
※居住支援法人及び指定を目指す団体が主対象 (令和4年3月31日現在)

5. 主な活動:
 - ①居住支援法人の事業・人材育成に関する全国研修会の実施
 - ②関連情報、先進事例の情報提供
 - ③住宅確保要配慮者向け相談
 - ④居住支援法人設立支援
 - ⑤政府への提言



◆居住支援に関わる支援制度 H P

◆居住支援法人相談窓口